

乙第17号議案

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。